

介護保険料決定通知書（特別徴収一年金からの天引き）について

*「介護保険の保険料」2, 3ページとあわせてご覧ください。

介護保険料決定通知書

令和6年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。
この通知は決定年月日時点の情報で作成されています。

被保険者番号	問合番号	生年月日
被保険者氏名		
決定年月日	令和6年6月1日	
決定理由	当初賦課による保険料額決定	

年間保険料額

令和6年度に納付する保険料額 **77,820円**

月	特別徴収	普通徴収	
		納期	普通徴収の場合の納期限
4月	11,700		
5月			
6月	11,700		
7月			
8月	13,600		
9月			
10月	13,620		
11月			
12月	13,600		
1月			
2月	13,600		
3月			
4月			
計	77,820		
合計額		77,820	

保険料納付方法等

保険料徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣（日本年金機構）
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

普通徴収の場合の振替口座

金融機関名	*****
口座番号	*****
口座名義人	*****

保険料算定の基礎

生活保護	***
老齢福祉年金	***
世帯市民税状況	課税
本人市民税状況	非課税
合計所得金額	0円
公的年金等収入金額	958,431円
所得段階	
加入期間	R 6. 4 ~ R 7. 3 第6段階

年金からの天引きにより、納付書によるお支払いの必要はありません。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日から30日以内に、介護保険審査会（〒231-8588横浜市中区日本大通1）に対して審査請求を提出してください。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過してはできません。ただし、この期間が経過する前に、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しては裁決がないこと。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

① 所得段階をもとに確定した当該年度の介護保険料

④ 年金保険者（日本年金機構など）から65歳以上で公的年金（老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障害年金）を年間18万円以上受給している旨の通知が大和市へあった人

⑥ 課税状況
前年中（1月から12月まで）の所得を対象とした当該年度の市民税課税状況

⑦ 合計所得金額
前年中（1月から12月まで）のご本人の各種所得（年金、給与、不動産、配当など）の合計で社会保険料控除、医療費および株式譲渡損失などを控除する前の金額。
土地・建物の売却に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額。
*第2～6段階について
・「年金収入に係る所得」を控除した金額
・給与所得または公的年金等に係る所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除（控除後の額が0円を下回る場合は0円）

⑧ 公的年金等収入額
課税となる年金収入額（遺族・障害年金は該当しません）
*非課税年金は含まれません

⑨ ⑤～⑧をもとに決定した所得段階

② 仮徴収
前年度2月と同額を仮に徴収します

③ 本徴収
確定した年間保険料額から②仮徴収額を除いた額を4回に分けて徴収します（端数は10月分で納付します）。

⑤ 世帯とは
当該年度4月1日時点